

(平成 18 年度実施分)

評 価 実 施 手 引 書

高等専門学校機関別認証評価
付 選択の評価事項

機構評価担当者用

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

この評価実施手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価、及び機構が独自に定めた選択的評価事項に基づいて行う第三者評価において、評価担当者が用いる手引書です。

本手引書は、評価担当者が、高等専門学校機関別認証評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、第1章、第2章、第3章、第4章からなります。

「第1章 評価の対象及び内容等」では、機構が実施する本評価の基本的な内容や実施体制等を記載しています。

「第2章 評価方法(1)－書面調査」,「第3章 評価方法(2)－訪問調査」,「第4章 評価結果（原案）の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。

また、本手引書の他に、今後、実際の評価作業を行う際の作業マニュアルを作成する予定としています。

なお、本手引書は、機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

目 次

はじめに	-----	i
第 1 章 評価の対象及び内容等	-----	1
I 評価の対象	-----	1
II 評価の内容	-----	1
III 実施時期	-----	1
IV 実施体制－高等専門学校機関別認証評価委員会等の役割	-----	2
1 高等専門学校機関別認証評価委員会	-----	2
2 評価部会	-----	2
3 運営小委員会	-----	2
4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	-----	3
5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的	-----	3
V 評価のプロセス	-----	3
1 評価部会における評価のプロセス	-----	3
2 評価のプロセスの全体像	-----	4
第 2 章 評価方法(1)－書面調査	-----	6
I 書面調査の実施体制及び方法等	-----	6
1 書面調査の実施体制	-----	6
2 書面調査の実施方法	-----	6
II 目的の確認	-----	6
1 基準 1～11に係る目的の確認	-----	6
2 選択的評価事項 A, B に係る目的の確認	-----	7
III 基準・事項ごとの評価	-----	7
1 基準 1～11の自己評価結果の分析	-----	7
2 選択的評価事項 A, B の自己評価結果の分析	-----	9
IV 書面調査による分析結果等の作成	-----	9
V その他の留意点	-----	10
第 3 章 評価方法(2)－訪問調査	-----	11
I 訪問調査の目的	-----	11
II 訪問調査の実施体制	-----	11
III 訪問調査の事前準備	-----	11
1 訪問調査の進行, 役割分担の決定	-----	11
2 訪問調査参加者の構成等	-----	11
3 訪問調査の実施日等の決定及び通知	-----	11
4 調査内容等の決定及び通知	-----	12

IV	訪問調査の実施方法等	1 2
1	訪問調査の実施方法	1 2
2	訪問調査の内容	1 3
3	訪問調査で配慮すべき事項	1 4
V	訪問調査ミーティング	1 4
VI	高等専門学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	1 4
VII	調査結果の取りまとめ	1 4
VIII	訪問調査スケジュール（例）	1 5
第4章	評価結果（原案）の作成	1 6
I	評価結果（原案）の構成及び記述内容	1 6
1	認証評価結果	1 6
2	基準ごとの評価	1 6
3	選択的評価事項に係る評価結果及び事項ごとの評価	1 6
II	評価結果（原案）の取扱い	1 7
別紙 1	平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール	1 9
別紙 2	独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲について	2 1
別紙 3	評価報告書イメージ	2 3
参考資料	高等専門学校機関別認証評価関係法令	2 5

第1章 対象及び内容等

I 評価の対象

国・公・私立高等専門学校のうち、評価の申請のあった高等専門学校（以下「対象高等専門学校」という。）を対象として、評価を実施します。

II 評価の内容

本評価は、各対象高等専門学校の教育研究活動や管理運営及び財務等の総合的な状況を対象にして、機構が定める「高等専門学校評価基準」に基づいて実施します。高等専門学校評価基準は、11の基準で構成されています。

11の基準は、教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するためのものであり、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

また、高等専門学校評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、「選択的評価事項」を定め、高等専門学校の希望に応じて高等専門学校評価基準とは異なる側面から高等専門学校の活動等を評価します。

選択的評価事項には、選択的評価事項A「研究活動の状況」と選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つを設けています。それぞれの選択的評価事項では、各高等専門学校が有する目的の達成状況等の評価を実施します。なお、各高等専門学校は、それぞれの選択的評価事項について、評価を受けるか否かを選択することが可能です。

III 実施時期

平成17年 7 月	高等専門学校機関別認証評価に関する説明会の実施
〃 9 月末	評価の申請受付
〃 11～12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
平成18年 6 月末	対象高等専門学校からの自己評価書の提出締切
〃 7 月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成19年 1 月末	評価結果（案）を対象高等専門学校に通知
〃 2 月下旬	対象高等専門学校からの意見の申立ての受付締切
〃 3 月下旬	評価結果の確定及び公表

（注） 評価全体のスケジュールは、別紙1「平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール」（19頁）に示すとおりです。

IV 実施体制－高等専門学校機関別認証評価委員会等の役割

1 高等専門学校機関別認証評価委員会

- (1) 高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、高等専門学校機関別認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議し、具体的な評価を実施するための対象高等専門学校の状況に応じた評価部会を編成します。
- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会の下に運営小委員会を設置します。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価結果（原案）、対象高等専門学校からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価結果（原案）を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

3 運営小委員会

- (1) 運営小委員会は、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行います。
- (2) 運営小委員会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該小委員会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により主査を選任します。主査は当該小委員会における意見の取りまとめ、各評価部会間の調整等を行います。また、主査は当該小委員会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する高等専門学校の評価には参画できないこととします。（別紙2「独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲について」（21頁）参照）

5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

本評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

V 評価のプロセス

1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価結果（原案）の作成」からなり、以下のとおり行います。

(1) 書面調査の実施

- ① 評価部会は、高等専門学校から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査では、次に掲げる11の評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

「基準1 高等専門学校の目的」

「基準2 教育組織（実施体制）」

「基準3 教員及び教育支援者」

「基準4 学生の受入」

「基準5 教育内容及び方法」

「基準6 教育の成果」

「基準7 学生支援等」

「基準8 施設・設備」

「基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム」

「基準10 財務」

「基準11 管理運営」

また、全ての高等専門学校を対象とする高等専門学校評価基準として設定している11の基準のほか、希望する高等専門学校を対象とする選択的評価事項として、「研

究活動の状況」及び「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を設けており、事項を満たしているかどうかの判断ではなく、その事項に関わる高等専門学校が有する目的の達成状況等についての評価を実施します。

- ③ 評価部会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

(2) 訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認できなかった事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

(3) 評価結果（原案）の作成

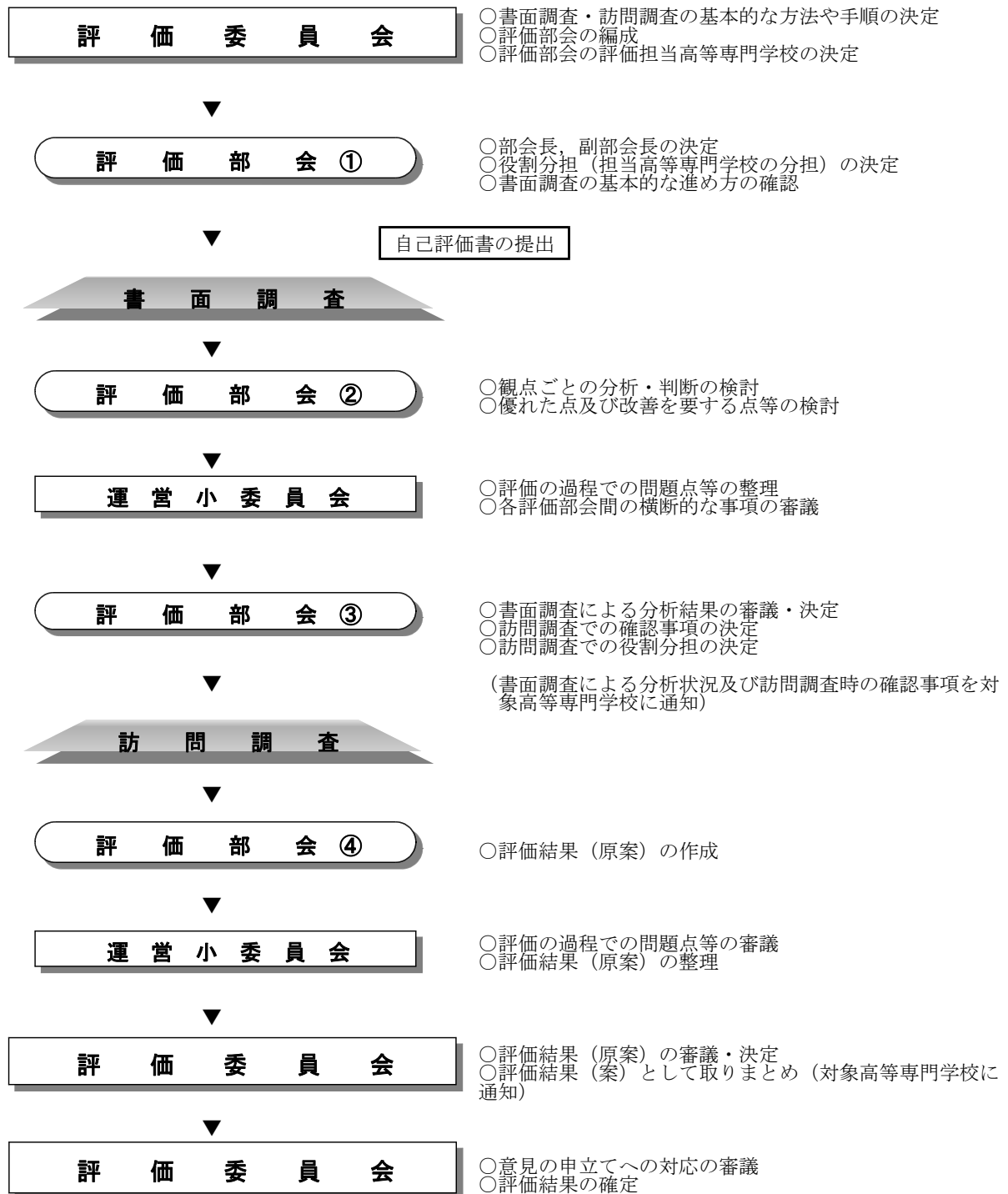
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価結果（原案）を作成し、評価委員会へ提出します。

2 評価のプロセスの全体像

高等専門学校機関別認証評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりです。

評価委員会等における評価のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

第2章 評価方法(1)―書面調査

I 書面調査の実施体制及び方法等

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、対象高等専門学校ごとに評価委員会で編成された評価部会が実施します。評価部会においては、書面調査の基本的な方法や手順等について確認するとともに、評価担当者の役割や分担について決定します。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議します。

2 書面調査の実施方法

- (1) 評価部会は、書面調査による基準・事項ごとの分析・調査及び判断を実施します。
具体的には、高等専門学校から提出された自己評価書の「基準ごとの自己評価」及び「事項ごとの自己評価」について、高等専門学校の目的を踏まえて、評価担当者が観点ごとに分析結果及びその根拠となる資料・データ等により分析・調査及び判断を行い、その結果を、基準・事項ごとに評価部会で取りまとめます。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象高等専門学校に照会や提出依頼を行います。
- (3) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象高等専門学校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないでください。
- (4) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

II 目的の確認

1 基準1～11に係る目的の確認

本評価は、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して対象高等専門学校が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「対象高等専門学校の現況及び特徴」により対象高等専門学校の全体像をとらえた上で、「目的」では、高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等について、高等専門学校の全体的な意図を理解する必要があります。

2 選択的評価事項 A, Bに係る目的の確認

選択的評価事項 A, Bに係る目的の確認については、前項 1「基準 1～11に係る目的の確認」に準じて行います。

なお、選択的評価事項 A, Bは、対象高等専門学校の目的の達成状況等を評価することから、より目的が重要な位置を占めることになりますので、その内容が明確かつ具体的であるかについて確認します。

Ⅲ 基準・事項ごとの評価

1 基準 1～11の自己評価結果の分析

基準 1～11の自己評価結果の分析は、次に示す「観点の確認」、「観点ごとの分析・判断」及び「基準の評価」の流れで行います。

(1) 観点の確認

- ① 高等専門学校評価基準に示された基本的な観点が全て分析されているか確認します。
- ② 分析されていない基本的な観点が確認された場合は、対象高等専門学校に当該観 points の分析を求めます。(ただし、基本的な観点において、「・・・の場合」といった条件が付されているものについて、「該当なし」と記述されているものは除きます。)

(2) 観点ごとの分析・判断

- ① 自己評価書には、観点ごとに「観点到に係る状況」、「分析結果とその根拠理由」が記述されています。評価担当者は、観点ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

なお、各観点到に関して、対象高等専門学校がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、評価に目標等の達成状況を反映させていることも想定されますので、対象高等専門学校の個性や特色を考慮し、根拠となる資料・データ等で確認しつつ分析を行います。

- ② ①の分析結果に基づき、当該観点到に係る状況を、対象高等専門学校の目的を踏まえつつ、当該観点对対応する判断方法を用いて判断してください。

その際、高等専門学校として一般的に期待される水準から見た対象高等専門学校の状況を、以下の例示を参考にしつつ、判断してください。

対象高等専門 学校の状況	一般的に期待される 水準を卓越している	一般的に期待される 水準を上回る	一般的に期待される 水準である	一般的に期待される 水準を下回る
判断方法	優れた 実施状況である	十分に 実施している	実施している	実施していない
の例示	優れた 配慮がなされている	十分に 配慮されている	配慮されている	配慮されていない
	(…を) 定めている			(…を) 定めていない

また、根拠となる資料・データ等が不足したり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」としてください。

- ③ ②の判断の根拠を「観点の分析状況」として、観点到係る状況の中の不明な点を「訪問調査時の確認事項」として明らかにしてください。

- ④ 観点到との分析に当たっては、高等専門学校全体としての状況を分析し判断を行います。その際、観点到の性格・内容により、学科・専攻科等ごとの状況の分析が必要な場合には、それらの分析を踏まえて行ってください。

なお、特記すべき事項があると判断される学科等がある場合には、その取組を適宜記述してください。

また、基準5以外の基準において、対象高等専門学校が課程別に分析を行っている場合には、高等専門学校全体としての状況の分析を行い記述した上で、課程別に記述してください。

(3) 基準の評価

- ① 前記(2)「観点到との分析・判断」の結果に基づき、基準1～11の基準ごとに書面調査による分析結果に記述する「基準ごとの分析状況」を検討します。「基準ごとの分析状況」は、最終的な評価報告書の「評価結果」の根拠となるものであることから、その視点で前記(2)「観点到との分析・判断」を精選・整理します。

- ② 「評価結果」は、前記(2)「観点到との分析・判断」の結果等を総合的に勘案し、次の2通りで判断してください。

「基準○を満たしている」

「基準○を満たしていない」

- ③ 優れた点及び改善を要する点の抽出

基準ごとに、前記(2)「観点到との分析・判断」から、対象高等専門学校の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点」、「改善を要する点」として抽出してください。なお、優れた点及び改善を要する点を判断する際、以下の考え方を参考にしてください。

優れた点	1) 対象高等専門学校の取組状況や達成状況が高い水準にあると判断されるもの。 2) 必ずしも成果としては十分達成されていないものの、独自の工夫などを図った特色ある取組状況であると判断されるもの。 3) その他、優れた点として特記すべきであると判断されるもの。
改善を要する点	1) 対象高等専門学校取組状況や達成状況が低い水準にあり、改善の努力や工夫が必要であると判断されるもの。 2) その他、改善を要する点として特記すべきであると判断されるもの。

2 選択的評価事項A、Bの自己評価結果の分析

選択的評価事項A、Bの自己評価結果の分析は、①「観点の確認」、②「観点ごとの分析・判断」、③「目的の達成状況の判断」、④「優れた点及び改善を要する点の抽出」の流れで行います。

①、②、④については、前記1「基準1～11の自己評価結果の分析」に準じます。

③については、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、目的の達成状況を、4段階で判断してください。

なお、以下の「判断の際の考え方」を目安に、「判断を示す記述」を用いて、目的の達成状況の判断を行ってください。

判断を示す記述	判断の際の考え方
目的の達成状況が非常に優れている	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が非常に優れており、目的に照らして全体の達成状況が優れていると判断される場合
目的の達成状況が良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況が優れており、目的に照らして全体の達成状況が良好であると判断される場合
目的の達成状況がおおむね良好である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に改善すべきところはあるが、目的に照らして全体の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目的の達成状況が不十分である	観点ごとの分析において、取組状況や活動状況に問題があり、目的に照らして全体の達成状況が不十分であると判断される場合

IV 書面調査による分析結果等の作成

1 評価部会は、本章の「Ⅲ 基準・事項ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を作成します。

2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するに当たって必要な調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

V その他の留意点

本評価に際しては、次の点について留意してください。また、対象高等専門学校の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営小委員会で随時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象高等専門学校の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 本評価は、対象高等専門学校が競争的環境の中で個性が輝く高等専門学校として一層発展するために、その教育研究活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象高等専門学校の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

第3章 評価方法(2)一訪問調査

I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項等を中心にして対象高等専門学校の状態を調査するとともに、対象高等専門学校にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象高等専門学校との共通理解を図ることを目的とします。

II 訪問調査の実施体制

- (1) 訪問調査は、対象高等専門学校ごとに評価部会が実施します。原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象高等専門学校との協議、調査結果の取りまとめなどを行います。
- (2) 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営小委員会において協議します。

III 訪問調査の事前準備

1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象高等専門学校に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育研究活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

2 訪問調査参加者の構成等

訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象高等専門学校の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。

3 訪問調査の実施日等の決定及び通知

訪問調査の実施日程及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象高等専門学校の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象高等専門学校と協議した上で、評価部会が決定し、対象高等専門学校に通知します。

4 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、第2章「Ⅳ 書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」から、基準・事項ごとの評価結果（「基準○を満たしている」もしくは「基準○を満たしていない」）を除いたものを「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象高等専門学校に通知します。

Ⅳ 訪問調査の実施方法等

1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象高等専門学校の関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生、卒業（修了）生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象高等専門学校の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価担当者を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 対象高等専門学校の関係者（責任者）との面談では、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象高等専門学校の関係者（責任者）から補足説明又は資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、対象高等専門学校の関係者（責任者）からの補足説明又は資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。
- (4) 評価部会は、学生、卒業（修了）生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記(2)で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して、「書面調査による分析状況」の修正等を行い、訪問調査終了時点での分析結果を対象高等専門学校の関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項及び、上記(3)で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、訪問調査の結果の説明を控えることとします。
- (5) 調査内容等に関する対象高等専門学校からの質問に回答する場合は、原則として評価部会全体の考え方に基づくものとしますが、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言してください。

- (6) 訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象高等専門学校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないでください。

2 訪問調査の内容

(1) 高等専門学校関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、高等専門学校関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄及び、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、補足説明を受けます。面談者は、校長、主事等の責任を有する立場にある者とします。

(2) 高等専門学校の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談

高等専門学校関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象高等専門学校が行う教育研究活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

(3) 学生、卒業（修了）生との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また、既に卒業（修了）した社会人等の立場から、当該対象高等専門学校における教育研究活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

(4) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。

(5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、附属教育研究施設、自主的学習・情報教育関係の施設・設備及び学生寮等）の状況について、実際の利便性や機能面など、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行います。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験することにより、利便性の調査も行います。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

- ① 「訪問調査時の確認事項」への回答として提出された資料・データ等及び、現地

においてのみ閲覧が可能な試験問題，卒業研究，卒業制作等の調査を行います。

- ② 自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して，当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

3 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査で面談を行う際には，必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また，訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。

V 訪問調査ミーティング

評価部会は，当該調査を効率的かつ合理的に行うため，また，評価担当者の共通理解を図るため，調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは，調査内容の打合せ，訪問調査終了時点での分析結果の検討，最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

VI 高等専門学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

評価部会は，事実誤認等がないか相互確認するなど，対象高等専門学校の関係者との共通理解を図り，評価結果の確定を円滑に行うため，訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し，それに対する意見を聴取します。この際，対象高等専門学校から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は，訪問調査終了後，1週間以内の提出であれば受けることができます。

また，面談者は，IVの2の(1)「高等専門学校関係者（責任者）との面談」と同様に校長，主事等の責任を有する立場にある者としています。

VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は，訪問調査終了後，調査結果を取りまとめ，評価結果（原案）を検討・作成します。

VII 訪問調査スケジュール（例）

下記スケジュールは一例であり、実際のスケジュールでは、対象高等専門学校の規模や調査内容等により、異なります。

<第1日目>

	事 項	時 間	備 考
13:00～	（高等専門学校到着）ミーティング①	30分	
13:30～	高等専門学校関係者（責任者）との面談	120分	
15:30～	休憩	15分	
15:45～	高等専門学校の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談	120分	
17:45～	休憩	15分	
18:00～	卒業（修了）生との面談	80分	
19:20～	休憩	5分	
19:25～	ミーティング②	30分	

<第2日目>

	事 項	時 間	備 考
9:30～	（高等専門学校到着）ミーティング③	30分	
10:00～	教育現場の視察及び学習環境の状況調査	120分	
12:00～	昼食・休憩	60分	
13:00～	学生との面談	80分	
14:20～	休憩	15分	
14:35～	根拠となる資料・データ等の補完的収集	120分	
16:35～	移動・休憩	60分	
17:35～	ミーティング④	150分	

<第3日目>

	事 項	時 間	備 考
9:30～	（高等専門学校到着）ミーティング⑤	30分	
10:00～	高等専門学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	120分	
12:00	訪問調査終了		

第4章 評価結果（原案）の作成

I 評価結果（原案）の構成及び記述内容

評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価結果（原案）を作成します。

評価部会が作成する評価結果（原案）の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

1 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」については、次の2通りで判断します。

- ・基準1～11の全ての基準を満たしている場合

「高等専門学校評価基準を満たしている。」

- ・基準1～11のうち、1つでも基準を満たしていない場合

「高等専門学校評価基準を満たしていない。」

また、「高等専門学校評価基準を満たしていない」と判断した場合は、その理由を記述します。（第2章のⅢの1「基準1～11の自己評価結果の分析」の(3)①参照）

(2) 上記(1)の他、「認証評価結果」として、基準1～11の基準ごとに抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を要約し記述します。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を要約するに当たっては、対象高等専門学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

2 基準ごとの評価

(1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「基準ごとの評価」を記述します。

(2) 「基準ごとの評価」は、「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点」、「改善を要する点」の構成で記述します。（第2章のⅢの1「基準1～11の自己評価結果の分析」の(3)参照）

3 選択的評価事項に係る評価結果及び事項ごとの評価

「選択的評価事項に係る評価結果」については、事項ごとに「目的の達成状況が非常に優れている」、「目的の達成状況が良好である」、「目的の達成状況がおおむね良好である」、「目的の達成状況が不十分である」の4段階で記述します。（第2章のⅢの2「選択的評価事項A、Bの自己評価結果の分析」参照）

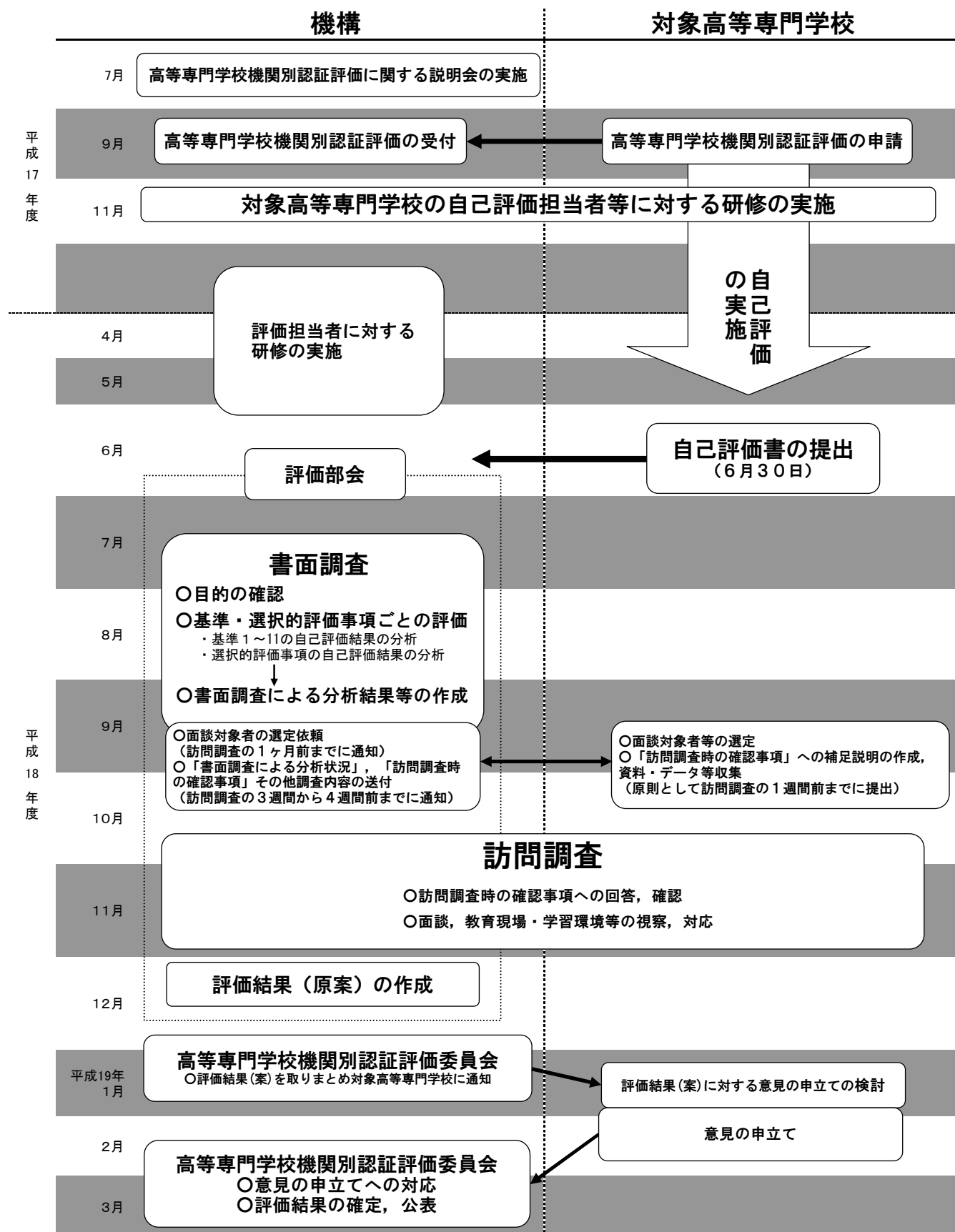
また、事項ごとの評価の記述構成等は、前記2に準じます。

Ⅱ 評価結果（原案）の取扱い

- 1 評価部会が作成する評価結果（原案）は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象高等専門学校に通知します。
- 2 対象高等専門学校は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を経て、評価委員会において再度審議を行った上で、評価結果を確定します。なお、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめます。（別紙 3「評価報告書イメージ」（23・24頁）参照）なお、評価報告書は、対象高等専門学校及びその設置者へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。

平成18年度に実施する高等専門学校機関別認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会
細則第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲について

平成 16 年 5 月 13 日
高等専門学校機関別認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第8条の規定に基づき、細則第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象校に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象校に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象校に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象校の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該高等専門学校を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の高等専門学校又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

評価報告書イメージ

1. 高等専門学校機関別認証評価

高等専門学校機関別認証評価

評価報告書

〇〇高等専門学校

平成19年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇高等専門学校

I 認証評価結果

評価の結果、〇〇高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていると判断する。

(評価の結果、〇〇高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていないと判断する。その理由は〇〇〇。)

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

〇・・・・・・・・

当該高等専門学校の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

〇・・・・・・・・

-1-

〇〇高等専門学校

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命・・・）

1-2 目的が、学校の構成員に周知されて・・・

【評価結果】

基準1を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由)・・・・・・・・

・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・

-2-

〇〇高等専門学校

基準 2 教育組織（実施体制）

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科・・・）

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が・・・

【評価結果】

基準2を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由)・・・・・・・・

・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・

-〇-

〇〇高等専門学校

基準 3 教員及び教育支援者

3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が・・・

3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な・・・

【評価結果】

基準3を満たしている。(満たしていない)

(評価結果の根拠・理由)・・・・・・・・

・・・・・・・・

【優れた点】・・・・・・・・

【改善を要する点】・・・・・・・・

-〇-

〇〇高等専門学校

III 意見の申立て及びその対応

1) 申立ての内容	2) 申立てへの対応
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・

-〇-

(以下、参考資料として添付)

〇〇高等専門学校

i 対象高等専門学校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 高等専門学校名	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
(2) 所在地	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
(3) 学科等の構成	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
(4) 学生数及び教員数	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・
・・・・・・・・	・・・・・・・・

-〇-

〇〇高等専門学校

ii 目的

〇〇高等専門学校の使命

1 ・・・・・・・・

2 ・・・・・・・・

教育目標等

1 ・・・・・・・・

2 ・・・・・・・・

・・・・・・・・

・・・・・・・・

-〇-

〇〇高等専門学校

iii 自己評価の概要

基準1

・・・・・・・・

・・・・・・・・

基準2

・・・・・・・・

・・・・・・・・

・・・・・・・・

基準3

・・・・・・・・

・・・・・・・・

-〇-

注1) は、対象高等専門学校から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。

注2) 「II 基準ごとの評価」は、基準4～11についても同様に記述します。

注3) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

2. 選択的評価事項に係る評価

選択的評価事項に係る評価

評 価 報 告 書

〇〇高等専門学校

平成19年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇高等専門学校

I 選択的評価事項に係る評価結果

選択的評価事項A 研究活動の状況

A-1 高等専門学校の目的に照らして、必要な・・・

【評価結果】

・目的の達成状況が〇〇〇〇〇

(評価結果の根拠・理由)・・・

.....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-1-

〇〇高等専門学校

(意見の申立て及びその対応)

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

-〇-

(以下、参考資料として添付)

〇〇高等専門学校

選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 高等専門学校の目的に照らして、正規課程の・・・

【評価結果】

・目的の達成状況が〇〇〇〇〇

(評価結果の根拠・理由)・・・

.....

【優れた点】.....

【改善を要する点】.....

-〇-

〇〇高等専門学校

(意見の申立て及びその対応)

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

-〇-

〇〇高等専門学校

i 高等専門学校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1) 高等専門学校名	
.....	
(2) 所在地	
.....	
(3) 学科等の構成	
.....	
(4) 学生数及び教員数	
.....	

-〇-

〇〇高等専門学校

ii 目的

〇〇高等専門学校の使命

1
2

教育目標等

1
2
・
・
・

-〇-

〇〇高等専門学校

iii 選択的評価事項に係る目的

「選択的評価事項A 研究活動の状況」に係る目的

1
2
・
・
・

-〇-

〇〇高等専門学校

iv 自己評価の概要

選択的評価事項A 研究活動の状況

.....
.....
.....

-〇-

- 注1) は、対象象高等専門学校から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。
- 注2) 「I 選択的評価事項に係る評価結果」は、評価の希望があった事項のみ記述します。
- 注3) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性があります。

高等専門学校機関別認証評価関係法令

〔学校教育法（抄）〕

第五章 大学

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部

科学大臣が、これを定める。

④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

第五章の二 高等専門学校

第七十条の十 第二十八条第九項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）、及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

〔学校教育法施行令（抄）〕

第五章 認証評価

（認証評価の期間）

第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

〔学校教育法施行規則（抄）〕

第七十一条の二 大学は、学校教育法第六十九条の三第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第七十一条の七 学校教育法第六十九条の四第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

〔学校教育法第六十九条の四第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（抄）〕

（法第六十九条の四第二項各号を適用するに際して必要な細目）
第一条 学校教育法以下「法」という。）第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色

ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の三第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教育研究上の基本となる組織に関すること。

二 教員組織に関すること。

三 教育課程に関すること。

四 施設及び設備に関すること。

五 事務組織に関すること。

六 財務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

3 第一項に定めるもののほか、法第六十九条の三第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に関すること。

二 教育課程に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し職見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第六十九条の三第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して

整理し、法第六十九条の第三項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第六十九条の第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

（高等専門学校への準用）

第五条 第一条第一項及び第二項、第二条並びに第三条第一項の規定は、高等専門学校に、これを準用する。この場合において、第一条第一項第一号中「並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、それぞれ」とあるのは、「及び高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）」に」と読み替えるものとする。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法（抄）】

第四章 業務等

（業務の範囲）
第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第六十八条の二第四項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令（抄）】

（大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関し必要な事項）
第十六条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があった場合を除き、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七条 機構は、機構法第十六条第一項第一号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）】

第六章 評価委員会等

（高等専門学校機関別認証評価委員会）
第十三条 機構は、高等専門学校からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価（以下この条において「高等専門学校機関別認証評価」という。）について審議する高等専門学校機関別認証評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う高等専門学校の機関別認証評価に関し必要な事項を定めるについては、高等専門学校機関別認証評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

3 高等専門学校機関別認証評価委員会は、委員二十人以内で組織し、委員は、高等専門学校の校長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

4 高等専門学校機関別認証評価委員会に、機構が行う高等専門学校の機関別認証評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、高等専門学校の教員並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

6 委員、専門委員は非常勤とする。

7 委員、専門委員の任期その他高等専門学校機関別認証評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則】

（目的）

第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成十六年規則第一号。以下「運営規則」という。）第十三条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の任期等）

第二条 運営規則第十三条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第十三条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第三条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第五条 委員会の庶務は、評価事業部評価第2課において処理する。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則〕

（総則）

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（評価部会）

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる高等専門学校（以下「評価対象校」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成十六年規則第一号）第十三条第三項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第四項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営小委員会）

第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。

6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

（議事）

第五条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項の規定は、専門部会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営小委員会」と、「部会長」とあるのは「運営小委員会においては「主査」と読み替えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営小委員会」において自己の關係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができる。

（会議の公開）

第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

（雑則）
第八条 この細則に定めるところのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抄）〕

第一章 法人文書の開示

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

